

## 世田谷区スポーツ推進計画(案) 素案からの修正内容

平成25年10月にまとめた素案に対していただいた、区民、議会、庁内等からの意見等を踏まえ、素案から修正した箇所は以下のとおりです。

文章表現の修正等については省略しています。

## 1 世田谷区スポーツ推進計画の修正内容

## (1) 第1章 計画の趣旨

頁	該当箇所	素案	案
1	1 計画策定の趣旨	「世田谷区スポーツ推進計画」(以下「本計画」という。)は、これまでの取り組みを基本に据えつつ、国のスポーツ基本計画を参酌し、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、	また、平成25年9月、2020年オリンピック・パラリンピック東京開催が決定し、自らの可能性への挑戦、トップアスリートの活躍を間近に見ること、ボランティアとして運営に携わるなど、様々な立場でスポーツに参加する機会が増えることが見込まれます。 「世田谷区スポーツ推進計画」(以下「本計画」という。)は、これまでの取り組みを基本に据えつつ、国のスポーツ基本計画を参酌し、東京オリンピック・パラリンピック開催も見据えたうえで、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、

## (2) 第2章 スポーツを取り巻く現状と課題

頁	該当箇所	素案	案
6	1 スポーツを取り巻く現状 (2)世田谷のスポーツの現状 区のこれまでの取り組み		欄外に、総合型地域スポーツクラブの説明を追記。 「区では、総合型地域スポーツクラブを「地域住民が主体的に運営し、身近な生活圏である学校施設などを拠点に、子どもから高齢者まで地域の誰もが会員として、年齢や技術に応じて、定期的・継続的にスポーツ活動を行うことができ、単にスポーツ活動の場であるだけでなく、地域住民の交流の場とするために結成した組織」と定義している。」

(3) 第4章 目標を達成するための重点的な取り組み

頁	該当箇所	素案	案
9	【重点的な取り組み1】生涯スポーツの振興	こうした、それぞれのライフステージや身体状況などに応じたスポーツ振興施策を展開していくとともに	こうした、それぞれのライフステージや身体状況などに応じた、 <u>安全で適切なスポーツ振興施策</u> を展開していくとともに
9	【重点的な取り組み3】場の整備	今後、さまざまなスポーツニーズに対応するべく、スポーツ施設を拠点・地域・地区施設に体系化し、それぞれの位置づけや機能に応じたスポーツをする場の整備や確保を進めていきます。	今後、 <u>スポーツの場の確保や整備にあたっては、施設を拠点・地域・地区施設に体系化したうえで、施設の配置バランスや区民ニーズなどを勘案した整備方針を定めて進めていきます。</u>

2 世田谷区スポーツ推進計画 前期年次計画の修正内容

(1) 第2章 スポーツ推進施策

【重点的な取り組み1】生涯スポーツの振興			
1 ライフステージに応じたスポーツ振興施策			
頁	該当箇所	素案	案
5	(1)子どものスポーツ 幼児期におけるスポーツをする機会の充実		欄外に、総合型地域スポーツクラブの説明を追記。
8	(4)障害者スポーツ スポーツに参加する機会の充実	今後、さらに多くの方が参加できるよう、財団と連携し、障害の種類及び程度に応じた、よりきめの細かいスポーツ教室を実施していくなど、スポーツに参加する機会の充実を図ります。	今後、さらに多くの方が参加できるよう、財団と連携し、 <u>イベントなどでの障害者スポーツのPRや、障害の種類及び程度に応じたよりきめの細かいスポーツ教室の実施など、スポーツに参加する機会を充実するとともに、指導者やサポートスタッフなど、障害者スポーツを支える人材の育成も図っていきます。</u> <u>さらには、障害者スポーツへの理解を促すためにも、障害のある人もない人も、ともに楽しむことができるスポーツイベントなどの検討を進めていきます。</u>

【重点的な取り組み3】 場の整備

1 スポーツの場の体系的な確保・整備

頁	該当箇所	素案	案	
15	(1)スポーツ施設整備方針に基づく場の確保・整備		<p>項目の新設</p> <p>(1)スポーツ施設整備方針に基づく場の確保・整備</p> <p>スポーツの場のさらなる拡充が求められる中、都市化の進展や厳しい財政状況等を勘案すると、新たに大規模なスポーツ施設を確保することは難しい状況にあります。</p> <p>このため、今後のスポーツの場の確保や整備にあたっては、<u>スポーツ施設の体系</u> のとおり、<u>スポーツ施設を規模などによって拠点・地域・地区施設に体系化し、施設の配置バランスや区民ニーズなどを勘案した整備方針を定めて進めていきます。</u></p>	
15	スポーツ施設の体系 表を以下のとおり修正			
	(素案)			
	位置付け	拠点施設	地域施設	地区施設
	考え方	全区的な大会などを行う拠点施設として専用の社会体育施設を確保し、必要な改修などを進めていく。	5つの地域の拠点施設として各地域に1～2箇所程度確保することとし、地域の実情に応じ専用の社会体育施設、学校施設、公園施設、区民利用施設の複合化など多様な形態とする。	身近なスポーツ活動の場として、基本的に学校開放により対応し、地区特性により地区体育室、公園・緑道、区民利用施設の多目的室等で補完する。
	施設の例示	総合運動場(大蔵運動場及び二子玉川緑地運動場)、大蔵第二運動場	地域体育館、学校施設の一部(学校温水プール含む)、千歳温水プール、公園施設、区民センター	学校施設、地区体育室、公園・緑道、地区会館・区民集会所
	(案)			
	位置付け	拠点施設	地域施設	地区施設
	考え方	<u>世田谷のスポーツ拠点となる施設</u>	<u>区内5地域を単位とした、それぞれの地域の拠点となる施設</u>	<u>最も身近な、日常的にスポーツをする施設等</u>
	施設の例示	総合運動場(大蔵運動場及び二子玉川緑地運動場)、大蔵第二運動場	地域体育館、学校施設の一部(学校温水プール含む)、千歳温水プール、公園施設	学校施設、地区体育室、公園・緑道、 <u>区民利用施設(多目的室等)</u>

頁	該当箇所	素案	案
16	(4)地区施設	<p>生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備には、区民が身近な場所でスポーツをする場(地区施設)の確保が最も重要です。これには、最も身近な公共施設である学校施設の活用を基本に、場の確保を進めていきます。</p> <p>世田谷では、早くから学校開放に取り組み、現在ではすべての区立小中学校が地域への開放を行っています。平成22年度には「学校施設の地域利用に係る指針」を策定し、地域のスポーツ団体などが学校施設を利用しやすいようにするなど、改善も行ってきました。</p> <p>今後も、周辺環境との調和や近隣との関係に配慮した上で、より一層学校開放を進めるとともに、夜間照明設備を設置し、利用時間を拡大するなど、施設の有効利用を進めることにより、より多くの区民が学校施設を活用できるよう、環境を整えていきます。</p> <p>また、公園・緑道などの整備に合わせたスポーツや健康づくりのための施設・設備の整備や、国・都などが所有する未使用土地の利用など、身近な地区での場の確保に向け、検討していきます。</p>	<p>生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備には、区民が身近な場所でスポーツをする場(地区施設)の確保が最も重要です。これには、最も身近な公共施設である学校施設の活用を基本に、場の確保を進めていきます。</p> <p><u>このほか、都市整備領域との連携・協力のもと、公園や広場、緑道の運動施設の充実や健康遊具の設置、緑道など散歩・ジョギングができる道や、サイクリングロードの整備など、身近な場所で、いつでも運動ができるよう、場の整備を進めていきます。</u></p> <p><u>また、区では、高速道路高架下の土地を利用して、北烏山地区体育室を開設し、スポーツの場として提供しており、平成26年度には、新たに運動場を増設し、さらなる場の拡充を行います。</u></p> <p><u>現在利用している場所以外にも、高速道路高架下の土地や民間所有の空き地、国や都などが所有する未使用土地など、身近なスポーツの場として活用できる場所は存在しています。こうした土地などを利活用し、新たな場として提供できるよう、土地所有者などと協議を進めていきます。</u></p>

2 学校開放の推進や区内大学・民間施設等との連携・施設活用

頁	該当箇所	素案	案
17	項目名の変更	2 大学・民間施設等との連携と施設活用	2 学校開放の推進や区内大学・民間施設等との連携・施設活用
17	2 学校開放の推進や区内大学・民間施設等との連携・施設活用	公共施設以外にも、区内には大学や民間事業者のスポーツ施設、高速道路高架下など、スポーツ施設として活用可能な民有地が多くあります。	<p><u>最も身近なスポーツの場である区立小中学校での学校開放については、多くの区民に利用されている一方で、需要に対して慢性的な供給不足となっている現状もあります。こうした状況を改善し、より多くの区民が利用できるよう、教育委員会や学校と協力し、さらなる区民利用枠の拡大を進め</u></p>

			ていきます。 また、公共施設以外にも、区内には大学や民間事業者のスポーツ施設など、 <u>新たな場として活用可能な施設が多くあります。</u>
頁	該当箇所	素案	案
17	(1)学校開放の推進		<p>項目の新設</p> <p><u>(1)学校開放の推進</u></p> <p><u>世田谷では、早くから学校開放に取り組み、現在ではすべての区立小中学校が地域への開放を行っています。平成22年度には「学校施設の地域利用に係る指針」を策定し、地域のスポーツ団体などが学校施設を利用しやすいようにするなど、改善も行ってきました。</u></p> <p><u>今後も、周辺環境との調和や近隣との関係に配慮した上で、より一層学校開放を進めるとともに、夜間照明の設置による利用時間拡大など、施設の有効利用により、より多くの区民が学校施設を活用できるよう、環境を整えていきます。</u></p>
17	(2)民有地などの活用によるスポーツの場の確保	<p>(2)民有地などの活用によるスポーツの場の確保</p> <p>区では、高速道路高架下の土地を利用して、北烏山地区体育室を開設し、スポーツの場として提供しています。</p> <p>現在利用している場所以外にも、高速道路高架下の土地や民間所有の空き地など、身近なスポーツの場として活用できる場所は存在しています。こうした土地などを利活用し、新たな場として提供できるよう、土地所有者などと協議を進めていきます。</p>	<p>記載内容を、16ページ『【重点的な取り組み3】場の整備 1スポーツの場の体系的な確保・整備 (4)地区施設』の中に含めることとし、項目を削除。</p>

(2) 第3章 年次別計画

【重点的な取り組み1】生涯スポーツの振興			
1 ライフステージに応じたスポーツ振興施策			
頁	該当箇所	素案	案
22	(4)障害者スポーツ スポーツに参加する機会の充実		年次別計画(前期)欄に以下の内容を追記 平成26年度～平成29年度各年度 ・ <u>イベントなどでの障害者スポーツのPR</u>
22	(4)障害者スポーツ スポーツ環境の整備検討		年次別計画(前期)欄に以下の内容を追記 平成26年度～平成29年度各年度 ・ <u>障害者に対応した施設の充実</u>
【重点的な取り組み3】場の整備			
1 スポーツの場の体系的な確保・整備			
頁	該当箇所	素案	案
26	(1)スポーツ施設整備方針に基づく場の確保・整備		項目の新設  事業内容 <u>スポーツ施設の配置バランスや区民ニーズなどを勘案したスポーツ施設整備方針に基づく場の確保・整備</u>  年次別計画(前期) 平成26年度 ・ <u>スポーツ施設整備方針の検討</u> 平成27年度 ・ <u>スポーツ施設整備方針の策定</u> 平成28年度～平成29年度各年度 ・ <u>スポーツ施設整備方針に基づく取り組み</u>
27	(3)地域施設		年次別計画(前期)欄に以下の内容を追記 平成26年度 ・ <u>旧希望丘中学校跡地(既存体育館)改修設計</u> 平成27年度 ・ <u>旧希望丘中学校跡地(既存体育館)改修工事</u> 平成28年度 ・ <u>旧希望丘中学校跡地(既存体育館)改修工事・開設</u>

			平成26年度～平成29年度各年度 ・新たな地域施設の整備検討・調整
頁	該当箇所	素案	案
27	(4)地区施設	事業内容 国や都などが所有する未使用土地の利用などによる、身近な地区での場の確保  年次別計画(前期)	事業内容の修正 <u>高速道路高架下や民間所有の空き地、国や都が所有する未使用土地の利用などによる、新たな場の確保</u>  年次別計画(前期)欄に以下の内容を追記 平成26年度 ・夜間照明設置学校の検討・調査 ・北烏山地区施設整備検討 平成27年度 ・夜間照明設置学校の調整 ・北烏山地区施設整備調査 平成28年度 ・夜間照明設備の設計・工事 ・北烏山地区施設整備設計 平成29年度 ・夜間開放の実施 ・北烏山地区施設整備工事 平成26年度～平成29年度各年度 ・新たな地区施設の整備検討・調整
2 学校開放の推進や区内大学・民間施設等との連携・施設活用			
頁	該当箇所	素案	案
27	項目名の変更	2 大学・民間施設等との連携と施設活用	2 学校開放の推進や区内大学・民間施設等との連携・施設活用
27	(1)学校開放の推進		項目の新設  事業内容 <u>学校施設の有効利用による、区民利用枠拡大に向けた環境の整備</u>  年次別計画(前期) 平成26年度 ・夜間照明設置学校の検討・調査【再掲】 ・区民利用枠拡大に向けた検討・調査 平成27年度 ・夜間照明設置学校の調整【再掲】 ・区民利用枠拡大に向けた調整

			<p>平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>夜間照明設備の設計・工事【再掲】</u></li> <li>・<u>区民利用枠の拡大</u></li> </ul> <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>夜間開放の実施【再掲】</u></li> </ul>
頁	該当箇所	素案	案
28	(2)民有地などの活用によるスポーツの場の確保	<p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路高架下や民間所有の空き地などの活用による、スポーツの場の拡充</li> </ul> <p>年次別計画(前期) (検討中)</p>	<p>内容を、27ページ『【重点的な取り組み3】場の整備 1スポーツの場の体系的な確保・整備 (4)地区施設』の中に含めることとし、項目を削除。</p>